

法人ニュース 仙南 第41号

発行者 公益社団法人仙南法人会 白石市中町 11 井丸ビル 6 F

平成 25 年 8 月号

発行人 渡邊大助 編集 広報・事業委員会 TEL 0224-24-5372

<http://www.sennanho.or.jp>



主な内容

会長挨拶・総会関係	2
主要行事予定一覧	2
新旧税務署長挨拶	3
税務署異動状況	3
事業報告	4
部会関係記事	4
税だより	8～9



法人会キャラクター けんた



会長のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)

去る五月三十日に開催された公益社団法人移行後最初の定時社員総会で平成二十四年度の収支決算及び新役員の選任が承認され、二十五年度がスタートしました。昨年度の事業運営につきましては、副会長始め役員の皆様そして会員の皆様のお力添えにより滞りなく遂行できました。この紙面をお借りいたします。心から御礼申し上げます。

さて我が国経済は昨年発足した安倍政権が打ち出した第一、第二の矢、即ち大胆な金融政策、公共事業を中心とした財政政策によって景気回復マインドが醸成されて参りました。加えて先月実施した参議院選挙においては、自公政権が過半数を制し、二〇〇七年七月以来続いていた衆参ねじれ現象も解消したことで第三の矢である成長戦略の着実な政策実行が期待されているところでもあります。

仙南法人会は、昭和五十六年七月二十九日に社団法人化を果たして以来、一貫して公益法人の趣旨・目的に沿った事業を展開して来ており、地域から高い

評価を受けて参りました。今回は公益法人法の整備に伴い、当会は、昨年の総会で停止条件付き「公益社団法人」への移行を決議承認し、平成二十四年十月二十六日に宮城県知事に対し「移行認定申請書」を提出、平成二十五年度三月十八日付で認定書の交付を受けました。この交付書に基づき、平成二十五年四月一日付で社団法人仙南法人会解散登記と公益社団法人仙南法人会設立登記を行い、同日付で公益社団法人仙南法人会への移行が完了しました。これにより当会は今後「公益社団法人」として、定款に定める、納税・税制・税務を通じ税務行政の円滑な執行に寄与し、もって国政の健全な運営の確保と地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として活動していくこととなります。

基本的には、公益社団法人移行前後で活動内容には大きな変化はありませんが、会員の皆様方には改めて法人会の持つ公益的な役割が何であるかこの機会に再認識していただければと考

えております。

今後の法人会活動に関しては行う事業の大半が認定法上の「公益目的事業」に該当することなどの制約が設けられますが、一方で「異業種の経営者と相互に交流できること」という法人会最大の魅力は不変であります。当会は引き続き各種の研修会や社会貢献事業を通じ、「よりよき経営者」「より良き企業」を目指して互いに切磋琢磨し合っていく会でありたいと考えています。

私たち中小企業者の要望を税制などに反映させるには、会員の増強がきわめて重要です。公益社団法人として「会員の資格」「会費の義務化」などの高いハードルをクリアしつつ組織力を増強していくのは中々大変ではありますが「組織は力」「力は数」であります。未加入法人に是非法人会に加入していただき、より一層活発に活動できる態勢の構築が急務であります。今後もし新しい変化に対処しつつ会員企業並びに地域経済の繁栄と当法人会の発展のため、皆様とともに頑張っていきたいと思っております。

最後になりましたが、税務当局と関係機関各位のご指導と会員の皆様の更なるご協力をお願い申し上げます。

平成二十五年 度定時社員総会開く

当法人会の平成二十五年定時社員総会は去る五月三十日、大河原町「ウエディングパーク桜フロア」において千葉芳信大河原税務署長をはじめ多数の来賓を迎えて開かれました。議案に先立ち事務局より①平成二十四年度事業報告②平成二十五年度事業計画及び二十五年度収支予算案についての報告の後、平成二十四年度の収支決算報告承認の件と任期満了による役員選任の件について審議の結果、原案のとおり承認されました。



主要行事予定一覧

- 1 社員教育セミナー (7月)
- 2 中小企業会計セミナー (7月)
- 3 講演会 (12月)
- 4 法人税申告等に係る説明会 (6、12月)
- 5 新設法人説明会 (9月)
- 6 改正税法説明会 (9月)
- 7 年末調整説明会 (11月)
- 8 税務行政懇談 (8、1月)
- 9 第29回親善ゴルフ大会 (9月)
- 10 正副会長理事会 (5、8、1、3月)
- 11 合同委員会 (8、1月)
- 12 総務委員会 (7、11、3月)
- 13 事業委員会 (8月)
- 14 広報委員会 (11月)
- 15 税制委員会 (5月)
- 16 組織委員会 (8月)
- 17 厚生委員会 (6月)
- 18 支部担当者会議 (8、2月)
- 19 会員増強運動 (9、12月)
- 20 法人ニュース仙南発行 (8、1月)
- 21 参考図書斡旋 (当該月)
- 22 経営資料配布 (当該月)
- 23 各種研修会 (当該月)
- 24 会費納入 (4、9月)
- 25 租税教室研修会 (10月)
- 26 その他の行事 (当該月)



なお、新公益制度への移行により監督官庁がこれまでの仙台国税

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員企業の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさついたします。



特に、庁舎の窓から望む「一目千本桜」と「蔵玉連峰の絶景」は、気分転換のための一服の清涼剤として生涯忘れることができないものとなりました。

また、わずか一年ではありましたが、各種会合への出席や各支部の特色ある事業活動に触れ

最後になりましたが、公益社団法人仙南法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄をご祈念申し上げます。



局 課税第二部
資料調査課 堀米 英鑑 ヒデノリ
(総務係長) (総括上席)

局 課税第二部
資料調査課 堀米 英鑑 ヒデノリ
(総務係長) (総括上席)

事業報告

—平成二十五年度一月以降—

三氏が表彰の栄誉に輝く

平成二十五年度宮城県法人会連合会定時社員総会が六月十二日、仙台市において開催され、席上次の方々
が表彰されました。いずれも多年にわたる法人会活動への功績が高く評価されたものであります。

(肩書きは現役職・敬称略)

宮城県法人会総連合会長表彰

副会長 鈴木 正司(川崎)
副会長 永井 政雄(七ヶ宿)
職員 我妻 万里(事務局)

経営研修

◇中小企業会計啓蒙・普及セミナー

2月7日

於大河原町「ウエディング
パーク桜フロア」

演題 「会計を経営に活かす」

講師 中小企業診断士

渡辺 敬一氏

企業を存続させ続けるには、企業経営の実態を表す信頼性のある決算書類が不可欠です。また、経営者自身が経営状況を的確に把握し金融の円滑化を図っていくためには、経営方針を利害関係者に伝え、経営情報を開示するなどの環境整備が重要な課題となっている。などについて簡潔に分かりやすく説明された。

今回の研修会は、会計担当者だけでなく、社長等会社役員が傾聴すべき内容が多く、密度の濃い研修会であった。

◇社員セミナー

7月2日

於大河原町「ララさくら」

演題 「集客のための

Facebook活用術！」

講師 オージュ・コンサルティング
グオフィス代表 大森 渚氏
Facebookの日本国内利用者数が一〇〇〇万人を突破した今、様々な企業がFacebook活用に乗り出しています。

とはいえ、「社内にITに詳しい人間がいない」「Facebookの仕組みが良く分からない」「投稿や返信している余裕がない」・・・などの経営者の本音があるのも事実です。Facebookは上手に使用すれば無料で集客できる便利なツールです。まず「Facebook」とは何かを知ることからはじめてみませんか？ではじまり、Facebookと他のソーシャルメディアの比較からFacebookの仕組み、企業内での活用方法についてプロジェクトターの画面を併用した分かりやすい説明で大変参考になった研修会であった。



税務研修会

◇決算・申告説明会

6月29日(金) 10:30

於大河原町「仙南建設会館」

講師 大河原税務署法人課税第一部門

高野橋正俊 第一統括国税調査官

佐々木 治 総括上席調査官

法人税申告等に係る説明会では「会社の決算・申告の実務」テキストを基に留意事項及び税制改正のあらましなどについて実践方式にて説明を行った。特に、決算に当たっては先の教材の「実務のポイント」や交際費科目は税務調査の際は4税目の調査が行われるなど経理上留意すべき事項について勉強しました。

また、復興特別法人税は法人税額が0の場合でも申告していた方が有利、源泉所得税の個人的負担の増加については今後とも各種研修会で周知していく必要性を感じた。



青年部会総会開く

「新部会長に森建人氏選任」

平成二十五年度青年部会総会は去る五月十日大河原町の「ララさくら」において千葉芳信大河原税務署長(代理出席高野橋正俊法人課税第一部門統括国税調査官)ほかの来賓を迎え開催されました。

第一部の研修会では大河原税務署法人課税第一部門統括国税調査官の高野橋正俊様による「これからの税制」と題しての講演をいただきました。

引き続き、第二部の定時総会では平成二十四年度事業報告と収支決算報告、平成二十五年度の事業計画と収支予算案承認の件及び任期満了に伴う役員選任の件について審議し各議案とも承認されました。なお、新部会長には白石・刈田地区の森建人氏が選任されました。

今年度の事業活動の実施に当たっては、本部地域との共生を目指し、①組織の充実②社会貢献活動の実施③研修事業の推進④親睦事業等の推進⑤会員増強運動の推進など新しい公益法人制度に沿った事業活動を行うことを決定しました。



女性部会定時社員総会開く

— 社会貢献・タオル寄贈 —

平成二十五年度女性部会総会は去る五月十四日、大河原町「和洋亭ぶざん」において千葉芳信大河原税務署長（代理出席高野橋正俊法人課税第一統括官）ほかの来賓を迎え多数の会員出席のもと華やかに開催されました。

第一部の研修会では大河原税務署法人課税第一部門統括国税調査官の高野橋正俊様による「これからの税制」と題して、税金についての留意点や税務に携わる人たちの苦労話等のご講演をいただきました。

社会貢献事業として、今年度は柴田町の特別養護老人ホーム「常盤園」へ部会員の皆様にご協力をいただき未使用タオル二〇〇枚を贈呈しました。



女性部会 定時社員総会

引き続き、第二部の定時総会では平成二十四年度事業報告と収支決算報告、平成二十五年度の事業計画と収支予算（案）承認の件、任期満了による役員選任の件について審議し、各議案とも満場一致で承認されました。

総会終了後の懇親会では、福利厚生制度受託会社による経営者大型総合保障制度及びがん保険制度の説明後、部会活動報告、地域の催し物のPR等があり、本年度も事業計画に沿って会員の積極的な事業への参加により組織の充実に努めていくことを申し合わせました。



未使用タオル寄贈

◎事業報告
「社会貢献事業」
（公社）村山法人会女性部会との交流会
日時：二十五年度六月二十七日（木）

女性部会地球環境を良くする為の活動の一環として、前年度に引き続き（公社）村山法人会女性部会の協力を得て、被災地（気仙沼市）より被災木材を受入れ、この被災木材等を有効利用した「バイオマス発電所」のやまがたグリーンパワー（株）の企業視察を実施した。やまがたグリーンパワー（株）は、被災地木材や近隣の森林から取り出した木をチップ加工し、この木質チップを「ガス化」したものを燃料とし2メガワットの発電能力を備え、発電した電力の殆どを電力会社に販売し、一部を発電所内の操業の為に利用している会社であり、天然ガス等を一切使用せずこれまで廃棄していた剪定枝などを有効利用し、燃料の原料となる「木材バイオマス」の安定確保に努めているとのことでした。環境負荷の少ない再生可能なバイオマスの開発とその普及を目指し、より良い環境を次世代へ贈りたいとの理念を持った企業を視察し、参加者は熱心に聴講していました。

視察後、尾花沢市観光物産協会のア部様ほか二名より、山形県の花笠音頭の由来や尾花沢市のPRを行っていたいただき、銀山温泉街「伊豆の華」にて、（公社）村山法人会女性部会との交流会を開催し、両部会の活動報告を交えながら、異業種の交流を行い部会相互の親

睦を深めることができました。
（参加者二十五名）



企業視察研修会



節電協力活動について

当会女性部会では、七月十日に丸森町、七月十六日には角田市において女性部会役員が中心になり、電力供給不足が懸念されている今、家庭における電力需要ピーク時間帯の使用電力15%削減を目指し、「無理なく節電」をキャッチフレーズに、広く社会に啓発する取り組みの一環として、啓発用うちわ・節電の参考資料「いちごプロジェクト」パンフレットの配布活動を行いました。



中島保育所 節電うちわ配布

支部総会開かる

平成二十五年度支部総会は四月二十四日の七ヶ宿支部を皮切りに大河原、白石、蔵王、柴田、川崎、村田、丸森、そして最後五月二十八日の角田支部までの九支部に於いて開催され、平成二十四年度事業決算報告、平成二十五年度事業計画と収支予算案及び任期満了による役員選任の件について審議、各支部とも原案の通り承認されました。

また、大河原支部においては齋清志氏が新支部長に選任されました。

なお、各支部とも総会に先立ち大河原税務署法人課税第一部門統括国税調査官高野橋正俊氏による「これからの税制」と題しての税務研修会が行われました。

総会終了後は昼食会や懇親会等も行われ、盛会の内に終了しました。

講演会関係

税務署長講演会

1月29日 大河原町「和洋亭ぶざん」
講師 大河原税務署長 千葉 芳信氏
演題 相続税と税と相続税
対策ってやっていますか？



【女性部会講演会】

2月2日 村田町「村田町歴史みらい館」
講師 村田町文化協会会長 竹野 晃平氏
演題 「お付き合いのなかで」
「あたたかな心づかいで楽しい生活を」



【特別講演会 主催青年部会】

2月9日 角田市
「仙南シンケンファクトリー」
講師 宮城MAXヘッドコーチ 岩佐 義明氏
演題 夢を求めて



委員会関係ほか

税制委員会

5月13日 大河原町「和洋亭ぶざん」



厚生委員会

6月20日 大河原町「和洋亭ぶざん」



総務委員会

7月23日 大河原町「和洋亭ぶざん」



組織委員会

8月21日（予定）
大河原町「和洋亭ぶざん」

税知識の普及育成事業

租税教室（青年部会）
1月30日 角田市立横倉小学校
6年生 28名



税に関する絵はがきコンクール 応募作品選考会

2月2日
村田町物産交流センター



従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ
宮城県大河原県税事務所と管内市町から

特別徴収制度のご案内

☆ このチラシは、事業者の皆様へ個人住民税の特別徴収制度の概要をお知らせし、まだ特別徴収を実施されていない場合、早期に必要な手続きをしていただくようお願いするために作成しました。

特別徴収制度とは？

従業員に給与を支払っている事業主が、住民税の納税義務者である給与所得者に毎月支払う給与から住民税額(市町村民税+県民税)を徴収(天引き)し、給与所得者に代わって6月から翌年5月までそれぞれの市町村に納入していただく制度です。

特別徴収義務者とは？

地方税法及び各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者を指します。

5月31日までに、給与所得者の住所地である市町村から特別徴収税額の通知を受けた特別徴収義務者は、特別徴収税額の月割額を従業員の給与から差し引いて、翌月の10日までに各市町村に納入していただくことになります。

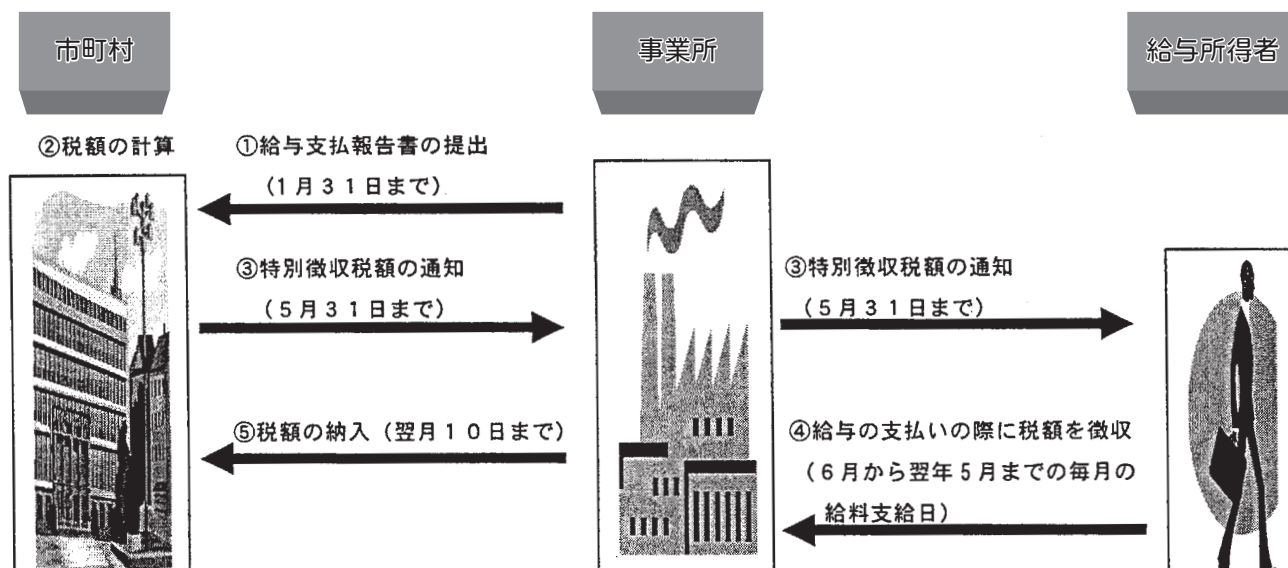
特別徴収の対象となる給与所得者とは？

前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日の現況において給与の支払いを受けている方をいいます。特別徴収義務者は、給与所得者である従業員から、特別徴収の方法によって住民税を徴収しなければなりません。

小規模事業者に係る納期の特例とは？

従業員が常時10人未満である事業所は、市町村の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。(繁忙期に臨時雇用した従業員数は、特例の算定基礎となる従業員数には含みません。)

特別徴収の方法による納税のしくみ



消費税率引き上げに伴う

経過措置
転嫁法

あらまし

消費税率が平成 26 年 4 月に 8 %、平成 27 年 10 月に 10 %と 2 段階で引き上げられる予定になっています。

税率引き上げに伴い、新たな税率が適用開始となる以前の取引内容に応じ、改正前の税率（5 %）が適用される経過措置が設けられています。

また、消費税の円滑な転嫁行われることと、価格の

表示について定めた消費税転嫁法が 6 月に参院で成立しました。

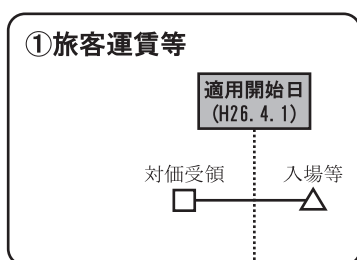
こうした消費税率引き上げに伴う税制上の経過措置や、転嫁法のあらましをまとめました。

なお、消費税法の一部改正で、消費税収入の使途を年金等の社会保障 4 経費に充てることが明確化されました。

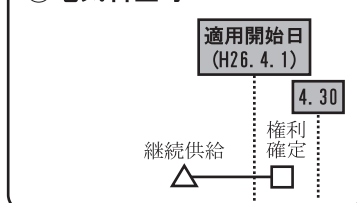
主な税制上の経過措置の内容

消費税法の一部が改正され、次のような契約に基づく取引については、8 %への税率引き上げ後においても改正前の税率 5 %が適用されるとする経過措置が設けられています。

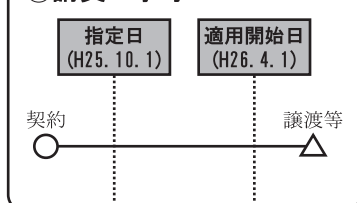
① 旅客運賃等



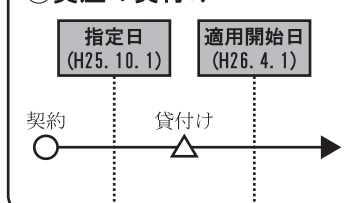
② 電気料金等



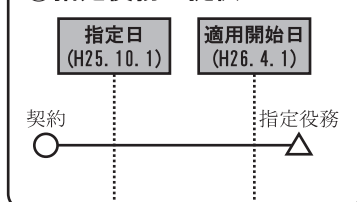
③ 請負工事等



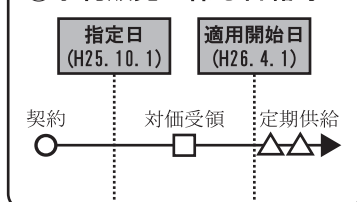
④ 資産の貸付け



⑤ 指定役務の提供



⑥ 予約販売に係る書籍等



演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成 26 年 4 月 1 日前に領収しているもの

② 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

③ 請負工事等

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した工事（製造を含みます）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含み

ます。）に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

ので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます）に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容及び一定の要件に該当する役務の提供

* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。

⑤ 指定役務の提供

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもの

⑥ 予約販売に係る書籍等

平成 25 年 10 月 1 日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他

の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑦ 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるものうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑧ 通信販売

通信販売の方法により商品販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、

提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売

⑨ 有料老人ホーム

平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

9項以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられていますが、国税庁「消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」を参照ください。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

転嫁拒否行為への是正措置が

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために成立した特別措置法（消費税転

嫁法）では、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を是正するとともに、価格表示についての特別措置が定められました。

■ 特定事業者の遵守事項

この法律で対象としている事業者は、特定事業（大規模小売事業者等）と特定供給事業者（大規模小売業者に継続して商品や役務の供給する事業者等）で、特定事業者は特定供給事業者に対して次の行為を行ってはならないと定めています。

1. 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額・買いたたき、② 購入拒否・役務の利用強制・不当な利益提供の強制、③ 税抜き価格での交渉の拒否

2. 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取

引の数量を減じ、取引を停止し、その他の不利益な取り扱いをすること

法律では、こうした行為があつた際には是正する制度を設けています。

厚生取引委員会などの関係省庁が報告徴収や検査を行い、指導・助言し、転嫁を拒否した消費税分の支払

いを求める措置請求を行い、さらに違反行為が繰り返される悪質な場合は、是正を

勧告し、企業名を公表することにしていきます。

■ 転嫁を阻害する表示の是正

事業者が消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止する規定が設けられています。次のような消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならないと定めています。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示（消費税は転嫁しません等）、

② 取引相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の消費税との関連を明示しているもの（消費税

率上昇分値引きします等）、
③ 消費税に関連して取引相手方に経済上の利益を提供する旨の表示（消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します等）。

■ 価格表示の特別措置

円滑な転嫁の確及び事業者の事務負担への配慮から、価格の表示について特別措置が講じられています。

① 円滑かつ適正な転嫁のため必要がある時は現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、

税込価格を表示することを要しない（総額を表示する義務を緩和し、税抜き表示を認める）

② 前記により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならぬ

③ 税込価格を表示する場合、円滑かつ適正な転嫁のため必要あるときは、税込み価格に併せて、税抜き価格または消費税の額を表示するものとする

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

これからも
企業の繁栄を
サポートしつつける
経営者大型総合
保障制度です。

DJIDO 大同生命

仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1
TEL 022-221-5486

AIU AIU保険会社

仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
(仙台トラスタワー23F) TEL 022-726-7551

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずごらんください。

現在のがん治療に合わせて進化した
アフラックの「がん保険」

法人会会員企業に
お勤めの皆様には、
お一人からでも
集団取扱の割安な保険料で
ご加入いただけます。

— 法人会 —

生きるための
がん保険 Days



青いダック

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

仙台総合支社

〒980-6122
仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
法人会フリーダイヤル

☎ 0120-876-505

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

AF法推-2013-0021 4月19日

「よき経営者をめざすものの団体」
それが法人会です。
正しい税務知識を身につけたい。
もっと積極的な経営をめざしたい。
そんな経営者の皆さんを支援する全
国組織です。
税のオピニオンリーダーとしての
活動はもとより会員の皆さんを支援
する各種の研修会、また、地域振興
や社会貢献など地域に密着した活動
を積極的に行っています。
異業種の人との出会いは新しい仕
事のつながりを生み出し、経営感覚
を磨き視野を広めることができます。
高齢化、国際化が進む今後の経済
社会を見据え企業会員の意見要望を
反映しながら、税のあるべき姿を検
討し、税制改正に関する提言をとり
まとめ大きな成果を挙げています。
仲間が多いほど大きな力となります。
青年部会、女性部会もありますの
で、お知り合いの事業所まで会員
になっていない方がおありでしたら、
是非ご紹介ください。



未加入企業を
ご紹介ください

会員募集中